

東かがわ市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から3週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

東かがわ市長 上村 一郎

整理番号	路線名	区間	供用開始の期日
3277	寺元線	東かがわ市白鳥793-4地先から 東かがわ市白鳥901-1地先まで	令和8年1月30日
3278	寺元連絡線	東かがわ市白鳥901-1地先から 東かがわ市白鳥961-1地先まで	令和8年1月30日